

取引業者 各位

国立大学法人電気通信大学
総務部経理調達課

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。同制度のもとでは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、課税事業者（一般課税）の本学では仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者の登録申請につきましては、すでに開始されておりますので、取引業者の皆様におかれましては、登録のご検討をお願い申し上げます。

本学につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- 適格請求書発行事業者登録番号 : T5012405001286
- 氏名又は名称 : 国立大学法人電気通信大学
- 本店又は主たる事務所の所在地 : 東京都調布市調布ヶ丘1丁目5番地1

参考（国税庁：インボイス制度特設サイト外）

【制度に関するご案内（制度全般）】

- 国税庁：インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
- 国税庁：適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>
- 国税庁：適格請求書等保存方式に関するQ & A
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【制度に関するご案内（免税事業者（講師謝金・翻訳謝金等の受給者も対象）向け）】

- 国税庁：免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

【免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A】

- 公正取引委員会
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html
- 中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>